

平成26年度 一般会計 予算内示 事業別概要書 (当初)

款	7. 土木費	大事業	4. 宅地開発指導事業
項	3. 都市計画費	中事業	
目	1. 都市計画総務費	担当所属	開発審査課

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度 当初予算額	増減額	前々年度 決算額	実施計画	第5章	「住環境が整備された住みやすいまちづくり」～都市 基盤整備の充実～	5年間計画額	
経常	単独	計画	0	0	3,670		基本施策1	個性が活きる、住み続けたいまちにします	平成23年度	-
									平成24年度	-
									平成25年度	-
							施策2	地域の個性を活かした健全なまちづくりに努めます	平成26年度	-
								平成27年度	-	

本年度事業費	(歳入)	(歳出)
本年度当初要求額	1,387	
本年度当初査定額	1,387	3,906

財源内訳	使用料及び手数料						その他	一般財源
本年度当初要求額	0						1,387	△1,387
本年度当初査定額	1,387						0	2,519

<事業に関する説明>

<p>(事業の概要) ・「佐倉市開発行為等の規制に関する条例」及び「佐倉市開発事業の手続及び基準に関する条例」等に基づき、無秩序な宅地開発による環境破壊を防止し、健全な生活環境と秩序ある宅地開発の指導に努めます。また、市街化調整区域の生活環境の保全を図るため、違反宅地・建築物に対するパトロールの強化等により、違反の防止・指導に努めます。</p>	<p>(事業の目的) ・宅地開発事業の実施にあたっては、良好な住環境を整備するとともに周辺住宅環境との調和を図ります。 ・市街化調整区域の違反建築物については、地域環境の保全、土地利用制限の公平性（法令遵守）等の観点から是正を図ります。</p>	<p>(事業の効果) ・秩序ある宅地開発の中で公共施設等が整備され、良好な都市環境の創出や保全を図る上で大きな役割を果たします。 ・市街化調整区域での違反建築の減少に努めることにより地域環境の保全が図られます。</p>
<p>(事業実施上の問題点) ・宅地開発事業と周辺住民とのトラブルが生じないよう、住民への事前周知や地域との協議を十分行うことが求められています。また、市街化調整区域の活性化対策は喫緊の課題であり、産業振興の視点を含め地域の将来像や実現に向けた誘導施策等について検討を進めて行く必要があります。</p>	<p>(前年度からの見直し点)</p>	<p>(見積についての特記事項) ・「不当行為防止指導員 雇用の必要性」窓口や違反指導の現場、職員に対し威圧的な態度をとる者との折衝に際してのアドバイスや、悪質な者を告発する際の警察署との調整等を行うため、警察OBを不当行為防止指導員として雇用しています。</p>

節	本年度 当初査定額	前年度 当初予算額	増減額
07	3,428	3,428	0
09	45	45	0
11	428	433	△5
19	5	5	0

特定財源	款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度 要求額	本年度 査定額	前年度 予算額	増減額
	13	02	04	01	04	00	開発行為許可手数料	1,387	1,387	1,885	△498
差引一般財源								△1,387	2,519	△1,885	4,404